

## 第 9 回 自動車関係税制のあり方に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成 25 年 10 月 17 日 (木) 13 時～15 時
- 2 場所 合同庁舎 2 号館 7 階 省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、上村委員、大塚委員、柏木委員、小西委員、佐藤委員、勢一委員、諸富委員、宗田委員
- 4 議事次第
  - (1) 自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書骨子(案)について
  - (2) 自由討議
  - (3) 閉会
- 5 議事の経過
  - 第 4 回検討会において経産省が提出した資料の修正内容及び本検討会としての報告書の骨子(案)について事務局から説明した後、資料をもとに、本検討会としての報告書案の完成に向けた議論を行った。

(以下、議論の主な内容)

    - これからの政府与党での議論に資するという趣旨から考えれば、3 通り×3 通りという形の報告書の形式には大いに賛成である。
    - 案 C と案 3 の組み合わせでは平年の自動車税ではグリーン化機能は担わせないと読み取れるが、平年分をどうするかについては他の案 A や案 B を組み合わせるといふ考え方もありうるのであれば、それがわかるように記述しておくべきではないか。
    - 案 A ～案 C、案 1 ～案 3、案 3-1 と案 3-2 の効果の違いについて、明確に記述をしたほうがよい。
    - 地方税収の確保も提言の前提であり、新しい制度でどれほどの税収が確保できるのか、試算が難しいのは承知だが、都道府県単位ぐらいい意識した試

算が必要ではないか。

- 初年度の重軽課を考えるとすることは、環境性能との関係でも非常に重要である。
- 新しい自動車税のトータルイメージを整理した形で見てみたい。
- 地方団体側が関心を持っている点について、一定のイメージが持てるような内容が盛り込まれるとなおよいのではないか。
- 中古車に対してはどのように課税するのか検討が必要ではないか。
- 中古車に対しても新しい課税をすると、自動車取得税の焼き直しだと思われる心配があり、既に保有されている車に対して環境インセンティブをどう働かせるかという議論がないと中古車への課税の説明は難しいのではないか。
- 営自格差に関する公共交通機関のところの書きぶりがわかりにくいので改めるべき。
- ドイツでCO<sub>2</sub>ベースの課税を入れたとき、既存車には適用しなかったように、新制度の適用は遡らないのが一般的な理解ではないか。

(以上)